

## 厚年法等改正に関する事務連絡 発出について(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

### ポイント

- ▶ 本日、厚生労働省より事務連絡※が発出され、各厚生年金基金様宛に送付されておりますので、ご案内します。
- ▶ 厚生年金保険法等改正に係る政省令等が公布に至っていない中、代議員会等における議論に活用するため、以下の内容が示されたものです。
  - 政省令等に規定する予定の内容をまとめた資料
  - 特例解散、財政運営等に係る申請様式
  - 規約変更手続等に係る留意事項（下記ご参照）

※ 「厚生年金基金における今後の方向の検討について」（平成26年1月29日付事務連絡）

### 事務連絡に記載の留意事項

- ✓ 今後、代議員会を開催する予定の基金については、今般の法改正に伴い規約変更が必要な事項について、まずは規約変更等の概要(後述)を代議員会の議題とし、その承認を得た上で、実際に政省令等が公布された後に、具体的な規約変更手続きを理事長専決で行い、認可申請する等の弾力的な対応も可能であること。
  - ※ 既に代議員会を終えた基金についても、実際に政省令等が公布された後に臨時代議員会を行うほか、規約変更等が必要な事項について理事長専決で改正を行い、事後的に代議員会の承認を求めるなどの弾力的な対応も可能。
- ✓ 認可申請については、原則として、平成26年3月末日までに行うこと。
- ✓ 平成26年4月末日までに解散計画または代行返上計画を提出すれば、通常の財政運営に基づく平成26年4月の掛金引き上げに代えて、解散計画または代行返上計画に基づく財政運営を実施することができる。

## 規約変更等の概要(代議員会における議案例)

### 厚生年金基金規約の一部変更について

#### 1. 規約変更概要(概要説明については、次ページ参照)

① 厚生年金基金制度見直し法(平成25年6月26日公布「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)」)による規約変更

- ・ 法令条文変更
- ・ 中途脱退者の支給義務の連合会移転停止
- ・ 脱退一時金相当額の移換変更
- ・ 解散時の最低責任準備金の納付先変更
- ・ 業務概況の周知に関する変更

② 年金機能強化法(平成24年8月22日公布「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)」)による規約変更

- ・ 繰下げ支給見直しに関する変更
- ・ 産前産後休業期間中の掛金免除(育児休業期間中の取扱いと同様)
- ・ 未支給給付の請求範囲の拡大

#### ③ その他

- ・ 上乘せ給付の支給停止
- ・ 将来期間分の代行返上
- ・ 最低責任準備金の前納

(注)

- ・ ①および②の規約変更は全基金が対象。
- ・ ③の規約変更は例示。(記載項目以外の規約変更もあり得ます。)  
なお、③の規約変更は該当基金のみが対象。
- ・ ③については、議事運営に応じて記載。

#### 2. 規約改正への対応について

今般の規約変更については、規約変更範囲、該当条文が多岐にわたり作成にはなお時間を要するため、厚生労働大臣あて認可申請については理事長専決処分にて行いたく、ご承認をお願いいたします。

#### 3. 変更日

平成26年 4月 1日

(ただし、将来期間分の代行返上については、認可の日)

厚生年金保険法改正等に伴う厚生年金基金規約変更箇所（現時点での見込み）

① 厚生年金基金制度見直し法によるもの

項目	該当条文	概要
法令条文変更	・法令を引用する条文	法令を引用している規定の法令名・条数の変更（基本的に別表方式とし、読替える）
中途脱退者の支給義務の連合会移転停止	・加入員期間及び加算適用加入員期間 ・中途脱退者及び連合会移換者他第8章（年金通算）の条文全般 ・年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結	中途脱退者の基本年金部分の連合会移転が停止となる変更
脱退一時金相当額の移換変更	・確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換期限が「DC加入から3月以内」とする条件をはずす変更
解散時の最低責任準備金の納付先変更	・責任準備金相当額の納付	解散時の最低責任準備金の納付先が「連合会」から「政府」とする変更
業務概況の周知に関する変更	・業務概況の周知	受給権者に対する業務概況の周知が「努力義務」から「義務」とする変更

② 年金機能強化法によるもの

項目	該当条文	概要
繰下げ支給見直しに関する変更	・基本年金額及び加算年金額 ・老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止	70歳以降の繰下げ支給に関する給付の見直しによる変更
産前産後休業期間中の掛金免除	・育児休業等期間中の掛金の徴収の特例 ・徴収金	産前産後休業期間中の掛金が免除されることによる変更（育児休業期間中の取扱いと同様）
未支給給付の請求範囲の拡大	・未支給の給付	未支給給付の請求範囲の拡大（「生計を同じくする2親等以内の親族」から「3親等以内」とする）による変更

③ その他

項目	該当条文	概要
上乗せ給付の支給停止	・新設	選択一時金、脱退一時金等を支給停止とする変更
将来期間分の代行返上	・基本年金額及び加算年金額 他	将来期間分の代行返上認可申請に伴う変更
最低責任準備金の前納	・新設	前納額、時期等を規定

以上



三菱UFJ信託銀行